

■ Article ■

平成 27 年度税制改正大綱の主要課題を見る (1)

拓殖大学准教授 稲葉知恵子

.....

平成 27 年 1 月 14 日に「平成 27 年度税制改正大綱」が閣議決定された。安倍政権が掲げるデフレ脱却と経済再生を税制面から後押しするため、成長志向に重点を置いた法人税改革が行われる。財源を確保するために法人税課税ベースを拡大しつつ、経済の活性化を図るために法人実効税率は引き下げる。法人実効税率の引下げは、本年度より数年にわたって 20% 台まで引き下げることを目指す（現行の法人実効税率は 34.62%）。

また、安倍政権の重点課題である地方創生に取り組むため、企業の地方拠点強化、結婚・子育ての支援等のための税制上の措置を講ずる。さらに平成 29 年 4 月より消費税率が 10% に引き上げられるため、これに対する税制上の措置も検討されている。

平成 27 年度税制改正は、(1) デフレ脱却・経済再生に向けた税制措置、(2) 地方創生・国家戦略特区の展開、(3) 社会保障・税一体改革、(4) 固定資産税の見直し、(5) 国境を越えた取引等に係る課税の国際的調和に向けた取組み、(6) 復興支援のための税制上の措置、(7) 円滑・適正な納税のための環境整備を主要課題としている。

今回と次回の 2 回にわたって、「平成 27 年度税制改正大綱」の主要課題について概観する。本稿では法人課税と個人所得課税について扱い、次号で資産課税、消費課税等を扱う。

【法人課税】

成長志向に重点を置いた法人税改革を実施するために「課税ベースを拡大しつつ税率を引き下げる」ための措置を講じる。法人税率を 23.9%（現行 25.5%）に引き下げる一方で、財源を確保するために、①欠損金繰越控除の見直し、②受取配当等益金不算入の見直し、③法人事業税の外形標準課税の拡大、④租税特別措置の見直しを行う。

また、地方創生を課題として地方拠点強化税制が創設される。法人課税について具体的には、以下の改正項目を掲げている¹。

- 成長志向に重点を置いた法人税改革
- ・法人税率の引下げ等

1 財務省「平成 27 年度税制改正大綱の概要」
http://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2015/27taikou_gaiyou.pdf

	現行		平成 27 年度	平成 28 年度
法人税率	25.5%	⇒	23.9%	23.9%
法人事業税所得割（標準税率）	7.2%		6.0%	4.8%
(参考) 国・地方の法人実効税率	34.62%		32.11% (▲2.51%)	31.33% (▲3.29%)

・課税ベースの拡大等

－欠損金繰越控除の見直し

（大法人の控除限度 現行：所得の 80%⇒27 年度：65%⇒29 年度：50%）

－受取配当等益金不算入の見直し

（現行：持株比率 25%未満は 50%、25%以上は 100%益金不算入

⇒5%以下は 20%、5%超 1/3 以下は 50%、1/3 超は 100%益金不算入）

－法人事業税の外形標準課税の拡大（現行：1/4⇒27 年度：3/8⇒28 年度：1/2）

－租税特別措置の見直し（後掲）

・所得拡大促進税制等の見直し

－給与等支給増加割合の要件の見直し

（現行：基準年度比 27 年度+3%→28 年度+5%→29 年度+5%

⇒27 年度+3%→28 年度+4%（中小+3%）→29 年度+5%（中小+3%））

－法人税の所得拡大促進税制の要件を満たす場合に、法人事業税（外形標準課税）において、給与等支給額の増加分を付加価値割の課税ベースから控除する制度を導入

○地方拠点強化税制の創設

・地域再生法の改正を前提に、地方拠点建物等を取得した場合の投資減税の創設や雇用促進税制の拡充を行う。

○租税特別措置の見直し

・研究開発税制の見直し（控除限度額の総枠は「法人税額の 30%」を維持しつつ、特別試験研究費の控除限度を別枠化（5%）。限度超過額の繰越制度を廃止）

・生産等設備投資促進税制の廃止

・太陽光発電設備の即時償却の廃止 等

平成 27 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度より法人実効税率を段階的に引き下げる。具体的には、法人税率を 23.9%（現行 25.5%）に引き下げるとともに、法人事業税所得割の標準税率を外形標準課税の拡大に合わせて、平成 27 年度に 6.0%、平成 28 年度に 4.8%に引き下げる（現行 7.2%）。これにより、法人実効税率は平成 27 年度に 32.11%、平成 28 年度に 31.33%となる。平成 28 年度以降の税制改正においても、法人実効税率を 20%台まで引き下げるよう検討がなされる。

税率を引き下げた分の財源を確保するため、課税ベースを拡大する。具体的には、①欠損金繰越控除の見直し、②受取配当等益金不算入の見直し、③法人事業税の外形標準課税の拡大、④租税特別措置の見直しを行う。

①欠損金繰越控除の見直しは、控除限度額を段階的に縮小する一方で、繰越期間は 10 年（現行 9 年）に延長する。欠損金の繰越限度額は、平成 27 年度から平成 28 年度については所得金額の 65%まで、平成 29 年度以降については所得金額の 50%までとする（現行は所得金額の 80%まで）。ただし、経営再建中の法人及び新設法人については、7 年間、所得金額の 100%の額を控除することができる特例を設ける。なお、中小法人等については、現行の税制と同様、所得金額の 100%の額を控除することができる。

②受取配当等益金不算入の見直しは、益金不算入の対象となる株式等の区分を 3 区分から 4 区分に変更し、益金不算入割合及び負債利子控除の対象を見直す。改正案におけるその他の株式等及び非支配目的株式等については、負債利子がある場合の控除計算の対象から除外する。また、負債利子控除額の計算における簡便法の基準年度を平成 27 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間に開始する事業年度と定めた。

現行		改正案	
区分	不算入割合	区分	不算入割合
完全子法人株式等 (株式等保有割合 100%)	100 分の 100	完全子法人株式等 (株式等保有割合 100%)	100 分の 100
関係法人株式等 (株式等保有割合 25%以上)		関連法人株式等 (株式等保有割合 3 分の 1 超)	
		その他の株式等	100 分の 50
上記以外の株式等	100 分の 50	非支配目的株式等 (株式等保有割合 5%以下)	100 分の 20

(図表 1) 法人税法上の株式等の区分及び益金不算入割合

(出典) 平成 27 年度税制改正大綱、52 ページ。

③法人事業税の外形標準課税の拡大について、外形標準課税は法人実効税率の引下げに伴う所得割の税率引下げが行われる。一方、課税ベース拡大のため外形標準課税（付加価値割と資本割）の税率が引き上げられる。これにより、資本金 1 億円超の普通法人の法人事業税は外形標準課税が 2 倍に拡充される。

④租税特別措置の見直しは、研究開発税制の見直しがなされた。研究開発税制とは、青色申告法人が試験研究を行った場合に、試験研究費の額の一定割合を、

その事業年度の法人税額から控除できる制度である。現行の規定では控除税額の上限を法人税額の 30%に引き上げる措置が適用されているが、これを平成 27 年 3 月 31 日までの間に開始する事業年度をもって廃止する。改正案では、一般試験研究費と特別試験研究費を別枠化した上で、一般試験研究費の控除税額の上限を法人税額の 25%、特別試験研究費の控除税額の上限を 5%とする。また、繰越税額控除限度超過額等に係る税額控除制度を廃止する。

所得拡大促進税制は、基準年度と比較した雇用者給与等支給額が一定割合以上増加するなどした場合に、増額分の 10%について税額控除できる制度である。雇用者給与等支給増加割合の要件が下記のとおり見直された。

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
現行		+3%	+5%	+5%
平成 27 年度	中小企業者等以外の法人	+3%	+4%	+5%
税制改正	中小企業者等	+3%	+3%	+3%

(図表 2) 基準年度比給与等支給増加割合の要件

平成 27 年度税制改正では、成長志向に重点を置いた法人税改革と合わせて地方創生・国家戦略特区の展開のための措置が講じられている。地方拠点建物等を取得した場合の特別償却または税額控除制度は、地域再生法の改正法の施行日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に地域再生法の地方強化実施計画（仮称）について承認を受けた青色申告法人が対象資産の取得価額について、特別償却又は税額控除を選択適用できる制度である。雇用促進税制は、計画承認の日から 2 年以内の日を含む事業年度において、その地方拠点強化実施計画に従って移転又は新增設した特定施設である事業所における増加雇用者数に一定の金額を乗じた金額について税額控除できる制度である。

【個人所得課税】

デフレ脱却・経済再生に向けた税制措置という観点から投資家のすそ野拡大・成長資金の確保のためジュニア NISA を創設する。地方創生・国家戦略特区の展開という観点からふるさと納税を拡充する。

配偶者控除を見直し、夫婦の控除額が一定となる「家庭控除」を導入することが議論されてきたが、これについては次年度以降にさらなる検討を重ねることとなった。個人所得課税について具体的には、以下の改正項目を掲げている²。

○ NISA の拡充

- ・ジュニア NISA を創設（20 歳未満の者の口座開設を可能に。年間投資上限額 80 万円）。

2 財務省「平成 27 年度税制改正大綱の概要」

http://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2015/27taikou_gaiyou.pdf

- ・投資上限額を引上げ（年間 100 万円⇒120 万円）。
- 住宅ローン減税等の適用期限の変更
 - ・住宅ローン減税の拡充等の措置について、その適用期限を 1 年半延長（平成 29 年 12 月 31 日まで⇒平成 31 年 6 月 30 日まで）。
- 国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の創設
 - ・時価 1 億円以上の有価証券等を有する等一定の要件に該当する者が国外に転出する際に、その有価証券等の譲渡等をしたものとみなして課税する特例を創設。
- ふるさと納税の拡充
 - ・特例控除額の拡充（上限：個人住民税所得割額の 1 割⇒2 割）。
 - ・返礼品送付について、寄附金控除の趣旨を踏まえた良識ある対応の要請。
 - ・申告手続の簡素化（確定申告不要な給与所得者等がふるさと納税を行う場合、ワンストップで控除を受けられる仕組みを導入）。

家計の安定的な資産形成を支援するとともに、経済成長に必要な資金を確保するためジュニア NISA が創設された。ジュニア NISA とは、未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置である（毎年 80 万円を上限とする）。

NISA の拡充も図られ、非課税口座に設けられる各年分の非課税管理勘定に受け入れることができる上場株式等の取得対価の額の限度額が 120 万円に引き上げられた（現行 100 万円）。

国外転出をする場合の譲渡所得等の特例を創設した。国外転出をする居住者が、所得税法に規定する有価証券等を有する場合には、当該有価証券等を決裁したものとみなして、事業所得の金額、譲渡所得又は雑所得の金額を計算する。平成 27 年 7 月 1 日以後に国外転出をする場合に適用される。

地方創生を税制で後押しするため、ふるさと納税を拡充する。ふるさと納税の限度額をこれまでの 2 倍である個人住民税所得割額の 2 割に引き上げる（現行 1 割）。この改正は、平成 28 年度分以後の個人住民税について適用する。

財務省 「平成 27 年度税制改正大綱」

http://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2015/20150114taikou.pdf

財務省 「平成 27 年度税制改正大綱の概要」

http://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2015/27taikou_gaiyou.pdf

以上